

## 男女共同参画に関する条例の制定にあたって

## 1 本市における男女共同参画の現状と課題

本市では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 22 年 3 月に「宍粟市男女共同参画プラン」を策定し、令和 2 年 3 月には、これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」を盛り込んだ第 2 次プランを策定しました。

第 2 次プランにおいて、本市における男女共同参画の主な課題を以下の 4 点にまとめました。(第 2 次プラン P35～P36)

- (1) 男女共同参画意識のさらなる向上
- (2) 地域活動における女性の活躍促進
- (3) 家庭生活をともに支え合う意識の醸成
- (4) 多様な性への理解促進

## 2 条例制定状況

## (1) 全国の状況

①都道府県 (兵庫県：平成 14 年 3 月)		46/47	97.8%
市 区 町 村	②政令指定都市	20/20	100%
	③市区 (②③を含む) 県内 9/29	486/814	59.7%
	④町村 県内 1/12	159/926	17.2%
	③+④市区町村 県内 10/41	645/1740	37.1%

平成 30 年 4 月現在、千葉県を除く 46 都道府県、全政令指定都市において条例制定。市区町村において、条例制定しているのは 645 市区町村で、総数に占める割合は 37.1%

(うち市区は 486 で 59.7%、町村は 159 で 17.2%)

同 29 年 4 月現在、635 市区町村で 36.5% (うち市区は 479 で 59%、町村は 156 で 17%)、

条例の制定を検討しているのは、173 市区町村で、総数に占める割合は 9.9%、

同 29 年 4 月現在、166 市区町村で 9.5%

## (2) 県の状況

兵庫県においては、平成 14 年 3 月に「兵庫県男女共同参画社会づくり条例」を制定している。

## (3) 県内市町の状況

平成 31 年 4 月現在で、兵庫県内 41 市町のうち、9 市 1 町で制定している。

制定率 24.4%

神戸市 (H15.4.1 施行)、姫路市 (H28.4.1 施行)、尼崎市 (H17.12.27 施行)

芦屋市 (H21.4.1 施行)、赤穂市 (H17.4.1 施行)、宝塚市 (H14.7.1 施行) (H31.3 改正)

川西市 (H27.7.1 施行)、小野市 (H14.10.1 施行)、多可町 (H22.4.1 施行)

丹波市（H31.4.1 施行）

### 3 条例制定の意義及び効果

- (1) 市が重要課題として男女共同参画社会の実現に取り組む強い意志・基本姿勢を表明することとなる。
- (2) 行政、市民、教育関係者、事業者等の役割と責務を明らかにすることにより、各行動主体が積極的に取り組むことができ、相互の連携と協働を図ることが出来る。
- (3) 男女共同参画施策を進める上での法的根拠となり積極的に推進することが可能となる。
- (4) 宍粟市の特性に応じた男女共同参画の取組を実施することができる。

### 4 条例の制定にあたっての留意点

#### (1) 法律の整合

男女共同参画社会基本法では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその他地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第9条）と規定されていることから、条例の制定にあたっては、男女共同参画社会基本法に規定された基本理念にのっとらなければなりません。

#### (2) 兵庫県条例との整合

兵庫県条例には、宍粟市民（兵庫県民としての）に係る規定もあることから、兵庫県条例の内容と整合を図る必要があります。

#### (3) 宍粟市自治基本条例との整合

宍粟市自治基本条例は、宍粟市の最高規範であり、「他の条例、規則等の制定又は改廃及び計画の策定又は変更にあたっては、この条例との整合を図るものとする」（第3条2項）と規定されていることから、同条例との整合を図る必要があります。

### 5 策定の手順

宍粟市男女共同参画推進条例検討委員会において、策定する。また、市民の意見を聴くため、条例（案）についてパブリックコメントを実施する。

スケジュール

- 7月 宍粟市男女共同参画推進条例検討委員会
- 8月 宍粟市男女共同参画推進条例検討委員会
- 9月 宍粟市男女共同参画推進条例検討委員会
- 10月 宍粟市男女共同参画推進条例検討委員会（予備）
- 11月上旬～下旬 パブリックコメント等の実施
- 12月 宍粟市男女共同参画推進条例検討委員会
- 3月 議会上程